

○文部科学省告示第六十一号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）第一条
第一項第四号ロの規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第
四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件（平成二十二年文部科学省告示第八十二号）の一部を
次のように改正する。

令和四年三月三十一日

文部科学大臣 末松 信介

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以
下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として異動
し、改正前後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>第二条 規則第一条第一項第四号ロに規定する団体は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 「略」</p> <p>三 一 アメリカ合衆国マサチューセッツ州に主たる事務所が所在する団体であるニューイングランド・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ</p> <p>四・五 「略」</p> <p>2 「略」</p> | <p>第二条 規則第一条第一項第四号ロに規定する団体は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 「略」</p> <p>〔新設〕</p> <p>三・四 「略」</p> <p>2 「略」</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | |

附 則

この告示は、公布の日から施行する。